

ほうじんかい

税と地域のための情報誌

特集1 第35回法人会全国大会(鳥取大会)

- 広報委員会企画一署長インタビュー
- 税金ミニ情報 ● 各会員交流会 他



国会議事堂 夜景 (ブダベスト)



めざします企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会

エムタックス 
地方創生ポータルシステム



1 特集 全国法人会総連合主催
第35回法人会全国大会鳥取大会
 平成31年度税制改正に関する要望を採択

4 税金トピックス
 平成31年(2019年)10月1日以後適用する
「消費税率等に関する経過措置」

千葉南税務署からのお知らせ
 ・確定申告書の作成は国税庁のホームページの
 「確定申告書等作成コーナー」が便利です。
 ・税理士による無料申告相談

県税だより
 ・県税の納税証明書を請求する法人の皆様へ

8 広報委員会企画
 署長インタビュー
「千葉南税務署 鈴木署長に聞く」

9 身近な法律相談
 テーマ
「法定相続情報証明制度について」

10 NEWS
 ・平成30年度 第27回役員研修会
 ・平成30年度 納税表彰式
 ・源泉部会課外研修会
 ・第32回全法連全国青年の集い岐阜大会
 ・税を考える週間街頭PR活動
 ・第18回青年部会租税教室
 ・第2回税務研修会/部会員交流会
 ・税を考える週間終わる
 ・第1・第2支部連合同会会員交流会
 ・第3支部連合同会会員交流会
 ・第4支部連合同会会員交流会
 ・第5支部連合同会会員交流会

15 会社訪問
 トリスター/おそうじの三つ星

16 コラム
 健康相談
 テーマ
「最近の抗インフルエンザ治療薬」

新産業展望シリーズ
 お米のサラブレッド「にこまる」

天満由美子の健康運

18 イベントetc
 研修案内/行事予定/新入会員紹介

20 お知らせ
 新春記念講演会のお知らせ



表紙の言葉 国会議事堂 夜景(ブダペスト)

ご覧いただいている写真はブダペスト ハンガリーの国会議事堂の夜景です。旅行ガイドの情報では素晴らしい夜景がブダペストのナイトクルーズでは観ることができるとのことでしたが、期待を裏切らない素晴らしい夜景が見ることができます。ドナウ川ナイトクルーズでは、ライトアップされたこの国会議事堂をはじめマーチャーシュ教会・王宮・漁夫の誓・くさり橋等数、多くの景観が旅行者を楽しませてくれます。

竹 田

先日、稲毛区で民間主催の「チバニアン」講習会が開かれた。今回の国際標準模式地(GSSP)申請チームのリーダーである茨木大学教授・岡田誠さんを招いてのものだ。題して「わかりやすいチバニアン」。口コミやチラシ、SNSなどで呼びかけ数十人が集まった。数値や地図、写真などを用い、1時間ほどの講演だ。穏やかな口調で、専門用語を避け、一般人にもわかるよう、専門家を前に噛み砕いたお話だった。しかし予備知識なくしてはやはり「わかりやすい」には程遠く、どれほどの人が理解できたのだろうか。そもそも磁場の逆転もさることながら、地球の磁気についての関心は薄いものだろう。しかし「地球誕生から現在まで名前が決まっていなかった地質時代はほとんどなく、今回承認されれば(歴史上)日本にちなんだ名前が付くことになる」と岡田教授。中国を除けばアジア初だ。国内でのこの分野の研究は過去70年にわたり行われていて申請にあたりその研究成果を翻訳し国際学術誌に初めて発表するなど、認定に向けていくつかのミッションをこなし、また露頭(地層がわかる部分)のある市原市ではゴールデンハンマーが打ち込まれるかもしれない地点、およびその周辺地域の保護をすべく国の天然記念物指定に向け動いた。10月15日に晴れて指定され大きな話題となった。

全国法人会総連合主催

第35回 法人会全国大会 — 鳥取大会 —

平成31年度税制改正に関する要望を採択

去る10月11日（木）、鳥取県・鳥取市「とりぎん文化会館」において法人会全国大会と同時開催により、税制改正要望大会が開催され当会より高橋会長、麻薙副会長、向後税制委員長、山本税制副委員長、鈴木厚生委員長、根元厚生副委員長、伊藤事務局長が出席しました。当日法人会会員100万人の総意として税制に関する定義を採択いたしました。



〈税目別の具体的課題〉

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を

講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国へスでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に

第35回 法人会全国大会鳥取大会

平成31年度税制改正に関する要望を採択

対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、試課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反する

ことのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(e-LTAX)とのシステム連携を図る必要がある。

〈個別法令・通達関係〉

I. 法令関係

1. 法人税関係

〔無形減価償却資産〕

(1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

〔引当金の損金算入〕

(2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給付引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

〔電話加入権の損金算入〕

(3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。

〔耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置〕

(4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

〔法人税の延納〕

(5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際合わせて利子税率を軽減すること。

〔申告書の提出期限〕

(6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

2. 所得税関係

〔土地・建物等の損益通算〕

(1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

〔不動産所得の負債利子の損益通算〕

(2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

〔医療費控除〕

(3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に

即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

〔源泉納付〕

(4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

〔保険金・死亡退職金の非課税限度額〕

(1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1000万円に引き上げること。

〔相続財産からの控除〕

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

〔被相続人の保証債務の弁済〕

(3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

〔贈与税の配偶者控除〕

(4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2000万円は、昭和63年以来据え置かれているので、3000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

〔消費税の確定申告書の提出期限〕

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

〔消費税の届出書の提出期限〕

(2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係〔印紙税〕

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係〔固定資産税〕

(1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

〔法人事業税〕

(2) 法人事業税について次のとおり改正すること。
 資本金1000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなるが、この制度を廃止すること。
 二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

〔個人住民税〕

(3) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

〔欠損金繰戻し還付制度・延納制度〕

(4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

II. 関連関係

1. 法人税関係

〔修繕費〕

(1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

〔借地権〕

(2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

〔取引相場のない株式の評価〕

(1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。



平成31年（2019年）10月1日以後適用する

消費税率等に関する経過措置

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

1. 消費税率等の引上げについて

平成31年（2019年）10月1日（以下「31年施行日」といいます。）から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度[※]が実施されます。

区分	現行	平成31年(2019年)10月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率 <small>(消費税額の17/63)</small>	1.7%	2.2%	1.76% <small>(消費税額の22/78)</small>
合計	8.0%	10.0%	8.0%

※消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

2. 平成31年（2019年）10月1日 前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減対象資産の譲渡等については、8%）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

3. 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

※経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率（8%）が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10%）により仕入税額控除を行うことはできません。

主な経過措置の概要

内 容	適用関係
<p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供※に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>※「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	

※上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

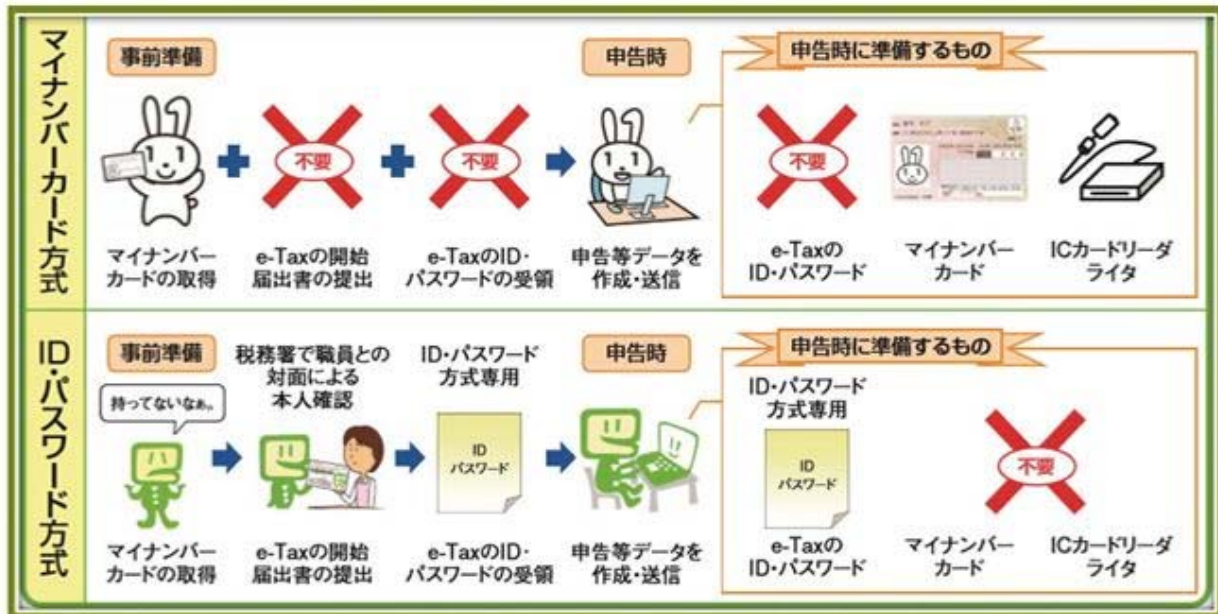
千葉南税務署からのお知らせ

確定申告書の作成は国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。



【国税庁ホームページを利用すると・・・】

- 税額などが自動計算されるので計算誤りなし！
 - ご自宅の PC だけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます！
 - 作成したデータを e-Tax を利用して送信できます！
- ※1 送信するには、マイナンバーカードと IC カードリーダーライター（マイナンバーカード方式）、又は税務署が発行した ID とパスワード（ID パスワード方式）が必要です。



- ※2 源泉徴収票などの添付書類は提出不要！（自宅で保管する必要があります。）
- プリントアウトして郵送等で提出することもできます！
 - e-Tax 及び確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせ先。
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（電話：0570-01-5901）にお尋ねください。

申告書作成会場の開設期間

<p>2月18日（月） ～ 3月15日（金）</p> <p>※ 土、日の開設については、国税庁ホームページで確認されるか、税務署にお尋ねください。</p>	<p>千葉南税務署</p>	<p>千葉市中央区 蘇我 5-9-1</p>	<p>【受付】 午前8時30分から <u>午後4時まで</u> (提出は午後5時まで)</p> <p>【相談】 午前9時から 午後5時まで</p>
---	---------------	----------------------------	---

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますので、ご了承ください。
- 確定申告期間中は当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- **会場の受付終了時間は午後4時です。**混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	受付時間
2月5日(火) ～2月7日(木)	市原市 五井会館	市原市五井中央西2-3-13	午前9時 ～午後3時
2月18日(月) ～2月28日(木) ※土、日は除きます。	千葉市 緑区役所	千葉市緑区おゆみ野3-15-3	
2月18日(月) ～2月22日(金)	市原市役所	市原市国分寺台中央1-1-1	

【持参するもの】

1. 前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類。
2. 印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し

- 給与所得者・年金受給者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。
- ※ 市原市五井会館では、小規模納税者の所得税及び復興特別所得税並びに個人消費税の申告書も作成して提出できますので、事業所得や不動産所得がある場合は、青色申告決算書又は収支内訳書を事前に作成してご持参ください。(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は、税務署の申告書作成会場をご利用ください。)
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 申告書等の提出のみの方は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎている場合がありますのでご了承ください。

医療費控除を受けるための 手続きが変わりました!

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には税務署へ提出する際、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示は写しの添付が必要です。

(本人確認書類の例)

①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ

(【番号確認書】と【身元確認書類】を兼ねています。)

②通知カードなど【番号確認書】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。

※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。



Information 県税だより

県税の納税証明書を請求する法人の皆様へ

入札参加資格申請、建設業許可申請、金融機関への融資申し込み等で事業主の皆様が県税の納税証明書の交付を受けようとする際は、あらかじめ下記の事項を確認したうえで、納税証明書交付請求書を県税事務所へ提出してください。また、納税証明書についての詳しい情報は千葉県ホームページに掲載されていますので、御不明な点等はホームページを御覧いただくか、各県税事務所にお問い合わせください。 <<千葉県ホームページ>> <https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/syoumei.html>

納税証明書の種類

納税証明書には、

- ① 県税に未納がないことを証明する「完納証明書※1」
- ② 税目ごとの税額・納付済額等を証明する「税額証明書」
- ③ 継続検査・構造等変更検査用の「自動車税納税証明書」などがあります。

※ 使用目的(提出先)により必要な証明書が異なりますので、あらかじめ必要な証明書の種類を確認してください。

※1 県税に未納がないことの証明となりますので、納期限前であっても未納の場合は発行できません。

※2 法人の代表者様が窓口に来庁できない場合は、委任状の提出が必要です。代理の方が来庁する場合は、委任状と代理人の本人確認を行います

完納証明書及び税額証明書を請求する場合の注意事項

- 窓口来庁者^{※2}の本人確認を行い、請求書に記載された法人名、所在地、代表者氏名及び法人番号が一致する法人を特定したうえで納税状況を確認し、納税証明書を発行します(当分の間、法人番号の記載がない請求書も受理しますが、原則記載が必要です)。

<<法人番号公表サイト>> <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

- 交付手数料は原則として1税目、1年度、1枚につき400円となります。

県税の納税証明書に関するお問い合わせ

中央県税事務所管理課	043-231-2324
市原県税事務所管理課	0436-22-2171

『千葉南税務署 鈴木署長に聞く』



取材中の鈴木千葉南税務署長

1 出身地はどこですか。

生まれも育ちも現在の住まいも木更津市になります。

これまで独身時代に4年間ほど柏市に、結婚してから2年間ほど袖ヶ浦市に住んだ以外はずっと木更津です。一度も千葉県から外へ出たことがないことになります。

高校まで地元の学校に通っておりましたが、当時、市原市内から通っていた同級生も多く、中でも五井中・姉崎中などの出身者はクラスの中でも一大勢力であったと記憶しています。

法人会の皆様とお話している際に、内房地区特有の言葉やイントネーションを聞くと思えばうれしくなります。

2 今までの経歴と印象に残った仕事について教えてください。

税務署と国税局で税務調査・税務相談・総務などの仕事を、国税不服審判所で審査

請求に関する仕事を経験しました。

特に印象に残っているのは、国税局の資料調査課にいたときに、架空の出会い系サイトの未払金請求で得た所得に課税するため、詐欺容疑で調査対象者が収容されていた東北地方のある拘留所に向き、そこで税務調査を行ったことです。その者とはその後、税金の決定通知書を手渡すために別の拘留所でもう一度面会しました。その当時はまだ架空請求詐欺という言葉さえない時代でしたが、人の弱みに付け込んで巧みに金をだまし取る、悪知恵の働く輩（やから）がいるな、その知恵をもっと別の方に使ってほしいというのが率直な感想でした。

3 千葉南税務署に着任しての第一印象はどうですか。

第一印象はどうですか。

千葉南税務署は、平成21年7月から2年間、個人課税・資産課税・総務課担当の副署長として勤務しておりました。1年目の時の署長が伊藤署長、2年目が羽山署長でしたが、2年目の確定申告の期間中には東日本大震災が発生し、その日は結局帰宅できず、署の休養室で寒いのでスツの上を着たまま寝た覚えがあります。また、週明けの月曜日には計画停電の影響で県内のJRが軒並み運休となっていたにもかかわらず、多くの職員が、徒歩や自転車、あるいはバスを乗り継ぐなどして自力で出勤し、申告相談に当たってくれ、職員のプロ意識の高さを再認識しました。このようなことから、これまで勤務した中で一番思い出深いのが千葉南署です。7月の着任の際に、久しぶりに蘇我駅から署へ向かう間に当時の色々なことを思い出しました。

4 署の職員に日ごろからアドバイスされていることはありますか。

職員には平日頃から、国家公務員として、税務職員としてのプライドを持ってほしい。ただし、そこには責任が伴うので、24時間公務員であることを忘れずに責任ある行動をとるようお願いしています。署長としては、職員がそれぞれの持ち場で持てる力を100%発揮できる職場環境づくりに取り組みたいと思っています。

5 どのような趣味をお持ちですか。

最近ハマっているのは、野菜作りとフィットネスジム通いです。もともと両親が農業をやっていたが高齢のためそれできなくなり、せめて自宅の周りの畑くらいは荒らしたくないとの思いから始めた野菜作りですが、いまではすっかりハマってしまい、季節の野菜をいろいろ作って楽しんでます。野菜の苗や種はどれもホームセンターでだいたい500円以下で購入できますので、比較的安価な元手で数カ月間は楽しむことができ、しかもそこそこの収穫も見込めるといい、良いこと尽くしだと思います。ただし、毎年のことながら、夏場には雑草と虫との長い戦いが続きます。また、フィットネスジムは、1年ほど前に自宅のすぐ近くに施設がオープンしたのを機に家族でメンバーとなり、今も続いています。

6 健康管理のために何かされていますか。

先ほどの趣味と重複しますが、フィットネスジムには平日の夜と土曜日の夜の週2回のペースで通い、主に筋トレやバイク（自転車）を漕いだりして汗を流しています。不思議なことにトレーニングを始めてからは、ひどい腰痛とは無縁になりました。トレーニング後の火照（はて）った体で入る水風呂の気持ちよさは最高で、経験した方にはかわからないと思います。

7 好きな言葉や座右の銘を教えてください。

小さい頃から父親からは、「楽あれば苦あり」という言葉を何度も言われて育ちました。楽をした後には必ず苦しみが出てくる、何事も先に楽を取ってはいけません。という意味だと子供心に理解していました。これといった座右の銘がないもので、何か言葉を問われるとこの言葉くらいしか出てきません。

8 最後に法人会や法人会会員に期待されることは何ですか。

千葉南法人会の皆様には、租税教室や税に関する絵はがきコンクールなどの租税教育活動のほか、タクシーにマグネットシートを装着してのICT申告・マイナンバー記載のPR活動、市原市農林業祭りでの広報活動などにご尽力いただいております。感謝申し上げます。今後も法人会の皆様には、より一層充実した事業活動を展開されますとともに、税の良き理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



取材中の広報委員

身近な法律相談

弁護士 田部井 宏明

テーマ

『法定相続情報証明制度について』

今回の「身近な法律相談」は、平成29年5月から運用が開始された法定相続情報証明制度について取り上げます。

1 法定相続情報証明制度とは

相続人が登記所に対し、被相続人（亡くなった人）に関する戸籍等の必要書類を提出して申し出ることにより、登記官に法定相続情報一覧図（以下「一覧図」といいます。）という相続関係が記載された書面の写しを発行してもらう制度です。

2 制度制定に至る背景

不動産の所有者が死亡した場合、所有権の移転登記が必要となりますが、近時、相続の登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、

これがいわゆる所有者不明の土地問題や空き家問題となっていることなどから、相続登記を促進するために設立されました。

3 具体的手続き

相続人が登記所に対し、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類や一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、最後の本籍、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報を記載した図）を提出し、その内容を登記官が確認の上、認証文付きの一览図の写しを交付

するといふものです。交付に当たり、手数料は不要です。

4 具体的利用場面など

これまで、不動産所有権の移転登記や各種預貯金の名義変更といった手続きにおいては、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類を取り付けた上で、その束を関係各所にその都度提出する必要がありました。それらの代わりに一覧図を提出することで足りることになりました。提出先が複数ある場合には、必要な範囲で複数通発行してもらうことも可能です。

もともと、一覧図の交付にはある程度の期間が必要になるため、例えば相続財産が不動産のみの場合や、あるいは若干の金融機関

での手続きのみで済む場合であれば、取り寄せた戸籍関係書類をそのまま使用した方が手続きが早く終わる場合もあるでしょう。そのため、一覧図は、不動産が多数存在し、複数の法務局に移転登記の申請を行う必要がある場合や、複数の金融機関に書類を提出する必要がある場合などには有効といえます。

このように、一覧図を提出する必要性を考慮した上で、本制度を利用するか否か検討されると良いと思います。

なお、本制度は、従来のように取り寄せた戸籍関係書類をそのまま提出する方法での相続手続きを妨げるものではありませんし、相続放棄や遺産分割協議に関する各種書類は別途必要となりますので、注意が必要です。

以上



平成30年度第27回役員研修会（東天紅千葉スカイウィンドウズ店）

第1講座 「国税不服審判所のはなし」 千葉南税務署長 鈴木昭宏氏

第2講座 「国の補助金を活用したレジ・タブレット購入セミナー」 中小企業診断士 横間麗氏

平成30年度第27回役員研修会が9月14日、東天紅千葉スカイウィンドウズ店で開催された。

予定された2講座に先立ち、本年度の地域社会貢献活動の報告と全法連による福利厚生制度の説明と推進のお願いがあった。

第1講座「国税不服審判所のはなし」の講師は今年7月に千葉南税務署長に就任した鈴木昭宏さん。鈴木署長は木更津市出身。平成21年に同税務署副署長を務め、また26年には東京国税不服審判所で審判官を経験している。国税不服審判所とは何か。国税庁内部に設置され、国税に関する不服審査の裁決をする行政機関である。税務署長が行う処分に対して不服がある場合、納税者は審査請求をすることができる。請求を受け、調査・審査・裁決を行う行政機関である。審理は3人以上の審判官が合議で行い、それに基づき審判所長が裁決する。

「法律の解釈が不可欠で、法に則った判例を使用します。そのため人情味のある粋な判断をという訳にはいきません。納税者にとっては中々納得できない場合もあります」「常識的な感覚、自分なりの価値観を大事にすることが不正を見破るこ

とになります。しかし思い込みは禁物」などと例を挙げながら苦勞の一端を明かし「税務署の常識が世間の非常識にならないように努力しなければ」と語った。審判官が苦勞の末に出したその裁決がさらに不服である場合は裁判所に訴訟を起こすこともできる。

第2講座「国の補助金を活用したレジ・タブレット購入セミナー」では中小企業診断士で資金調達コンサルタントなどもこなす元記者の横間麗さんが講師を務め、再選を果たした安倍首相の元へ実施されるであろう消費税率引き上げや軽減税率導入における問題点とその解決法などを解説。特に「補助金」の基礎知識、使い方について、その必要性を強調した。補助金制度利用は「経営力を高めることにつながる」と話し、心配される複数税率に対応したレジ導入やシステムの改修は急務で、「軽減税率対策補助金」請求を勧め、「今日からでも申請準備を。代理申請等の相談はいつでも受け付けています」と話した。

その後「税務署との連絡協議会」が開かれ、来賓紹介に続き乾杯の後はそれぞれ挨拶を交わすなど歓談のひとときを過ごした。



第1講座講師の
千葉南税務署 鈴木昭宏署長



第2講座講師の
中小企業診断士 横間麗氏



研修中の役員の方々

平成30年度 納税表彰式

◇◇◇栄えある表彰 おめでとうございます◇◇◇

11月15日（木）JFEみやざき倶楽部において、本年度の納税表彰式が挙行政され、当会関係として10名の方々を受表彰されました。

受表彰された方々は納税道義の高揚と税務知識の普及に貢献されるなど、永年にわたり税務行政に積極的に協力してこられた功績が高く評価され栄えある表彰を受けられました。また、10月24日（水）当会高橋会長が栄えある国税庁長官表彰を受表彰されました。



◎国税庁長官表彰受表彰者◎

会 長 高橋 紀男 啓明工業株

◎千葉南税務署長表彰受表彰者◎

常任理事 鈴木 美津江 株鈴木食品
常任理事 笹原 孝志 株笹原工務店
理 事 根元 精一 街市津工業所
理 事 石井 孝幸 街朝山工業

◎千葉南税務署長感謝状受表彰者◎

理 事 松崎 久夫 株松樹工業
理 事 齋藤 順行 株ピーピーサービス
理 事 山本 良吉 大京住宅株
理 事 山下 清俊 株東邦化学研究所
事務局長 伊藤 清一 (一社)千葉南法人会



源泉部会

源泉部会課外研修会

◎グリコアイススト

毎年恒例になっている源泉部会課外研修会を9月12日に開催いたしました。

本年はグリコアイスストにおいて社名にもなっている栄養素「グリコゲン」を使用したグリコの健康菓子の製造工程について見学しました。当日はグリコ見学後コレド室町にてアートアクリウム2018の見学も併せて開催し、参加した部会員より「来年も是非参加したい」との声がありました。



グリコアイスストにて



昼食時風景

青年部会

第2回 税務研修会・第3回 会員交流会

10月2日(火) 東天紅千葉スカイウインドウズ店 27名

10月2日東天紅千葉スカイウインドウズ店にて「税の話」と題し、千葉南税務署長谷川副署長を講師に税務研修会を開催しました。研修では長谷川副署長から企業のコンプライアンスの重要性や法人会作成の自主点検チェックシートの活用についてのお話を頂きました。交流会では講師の長谷川副署長にもご参加頂き大変盛り上がりました。



受講中の青年部会員



講師の千葉南税務署長谷川副署長

青年部会

第32回全法連全国青年の集い岐阜大会

◎11月9日(金) 長良国際会議場 13名

11月9日(金) 長良国際会議場で開催された第32回全法連全国青年の集い岐阜大会に参加しました。大会では記念講演・大会式典に参加した他、前日開催された租税教育活動プレゼンテーションにも参加し全国の青年部会が実施している租税教育活動の実情を垣間みることができました。翌日は金沢市に舞台を移し加賀百万石の金沢城、日本3名園の兼六園を見学し、有意義な全大会参加となりました。



大会会場前にて

女性部会

税を考える週間

街頭PR活動

◎11月11日(日) 8名

11月11日(日) 市原市農林業祭会場にて開催された千葉南税務署管内納税6団体主催の税を考える週間街頭PR活動に高橋会長と女性部会役員が参加しました。

当日は千葉南税務署員にも参加頂き、「平成30年分確定申告のお知らせ・消費税軽減税率制度のお知らせ・未成年飲酒防止PR・税金クイズ」を多くの方に配布でき大変有意義な活動となりました。



PR中の中村女性部会長



参加者で記念撮影

青年部会

第18回青年部会租税教室（千葉市立金沢小学校）

講座のテーマ「おもな税金の種類と仕組み」

千葉南法人会青年部会による第18回租税教室が11月5日、千葉市立金沢小学校で開催された。この活動は小学生にビデオ映像やクイズで楽しく「税金」について考え、その必要性を学んでもらおうというもので年間数回千葉市、市原市の小学校を訪れている。

法人会の小河原運営専務の司会で始まり、平野校長が「皆さん、税金って知っていますか。普段あまり意識せずに払っている」と

思いですが、お買い物で払う消費税がそうですね。皆さんも立派な納税者です。今日はその税金について法人会の皆様に詳しく教えていただきます。しっかりと学んでください」と挨拶。続く高橋会長は「法人会というのは全国に80万の数を数える会社の社長さんたちの集まりです」と児童たちに詳しく説明した。

まずは税金の基礎知識を学ぶ「税金はなぜ必要なのか」「おもな税金の種類と仕組み」がテーマの講義。その後、地図記号を使ったクイズが出題され、子どもたちは積極的に手を挙げていた。

税金が使われている「公共施設」とは、を学ぶもの。国会議事堂などはつきりとわかるもの以外に少し考えさせるものをいませに出題され、デイズニールランドを公共施設と答える児童もいた。続くアニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」では姉弟のふたりが森の妖精コッピーとクッピーを助けたことから、3つの「願い事」を叶えてもらえることに。おもちゃを買うにも消費税がかかり「面倒で嫌だ」と考えた二人は「税金をなくしてほしい」と頼んだ。映像では税金がなくなった社会での様々

な出来事が描かれる。火事に見舞われ助け出された親子がその後大金を要求されていた。また、困って警察に駆け込んでも、「はい、いらっしやい道案内は100円、落し物の保管料は半日200円、犯人逮捕は2万円です」などと料金が請求される。公共施設も資金不足で荒れ放題。これでは大変だと二人は妖精を探し出し、2つ目のお願いに「元に戻して」と頼む。そして3つ目には冒頭のお親子の火事をなかつたことにもなった。このアニメから子どもたちは多くのことを学んだことだろう。

一億円公開では、一斉に周りに集まり札束を両腕に抱え「重い」「いや意外と軽い」などと口々に。歓声を挙げながら次から次と叩いたりさすったり感触を確かめていた。その後プロジェクトで税金の種類と流れを学び、29年度の消費税17兆円を積み重ねると富士山の45倍になることや消費税25パーセントという北欧の例が紹介され、「サービスが充実していて国民の不満が少ない」ことや来年の消費税軽減税率制度適用後の社会についての説明を興味深く聞いていた。

最後に児童全員による税金クイズ。「小学生に一人当たりいくらか税金が使われているか」「ノーベル賞に税金はかかるか？」などのクイズで進められ上位3名に賞状を贈呈した。「今日は税金について分かり易く教えていただきましたありがとうございました。税金にも色々な種類があることやその有り難さがよくわかりました。これからはもっと感謝して過ごしたいと思います」と児童代表の謝辞があり、学校には記念品、参加児童全員に文房具が手渡された。



高橋会長挨拶



研修風景



参加者全員で記念撮影



研修中の金沢小学校の児童



第二回税務研修会、鈴木署長との懇談会、部会員交流会

去る十月四日東天紅千葉スカイウインドウズ店を会場に「税務研修会」、「鈴木署長との懇談会」、「部会員交流会」と題し三部構成で女性部会を開催致しました。

第一部 税務研修会

去る七月に千葉南税務署副署長として着任されました長谷川潤様を講師にお迎えし「税の話」をテーマに講演していただきました。その中でも盛り上がったのは、税金クイズと題し消費税に関する問題が四問あり(一)〜(三)番は正解者がいたのですが、(四)番の日本の消費税率を3%〜5%に引き上げることを決めた内閣はどの内閣だったでしょうか？



懇談中の
千葉南税務署 鈴木署長

との問いで回答がまさかの内容だったので正解者0人、一同大盛り上がりとなりとても興味深い内容の講演会となりました。

第二部 鈴木署長との懇談会

去る七月に千葉南税務署長として着任されました鈴木昭宏様との懇談会では、木更津出身である事や以前に副署長として南税務署勤務経験が有りである事でも親近感を覚え話も弾みました。とても興味を抱いたのは、経歴の中で国税不服審判所や国税局の資料調査課等あまり聞きなれていない部署を経験されていることでした。又、日頃より健康管理の為に家庭菜園や週



税務研修会講師の
千葉南税務署 長谷川副署長

二日を目標にフィットネスジムで身体を鍛えているとの事。署の職員には日頃から「プライドを持って仕事にあたる」座右の銘は「柔あれば苦あり」沖縄方言「ナンクルナイサ」という言葉が好きだそうです。
法人会女性部に対しては、年々増加している給付がぎコンクール等、税の普及に頑張っている事に対する感謝のお言葉をいただきました。

第三部 部会員交流会

中村女性部会長を中心に纏まり美しい夜景を見ながら御来賓の方々とも明るく楽しいお話ができ、とても盛り上がった親睦会となりました。



研修中の女性部会員

税を考える週間終わる

国税庁が毎年開催している税を考える週間(11月11日〜17日)は、国民各層により税の仕組みや目的を考えてもらう為、各種行事を全国的に実施しているものであります。

当会においても地区別税務研修会・女性部会による税を考える週間PR活動等を積極的に実施し税知識の普及に努めました。

地区別税務研修会には、今年も多数のご参加頂き、会員相互の交流の場として参加者より好評を頂きました。



支部連合別税務研修会受講風景



税務研修会講師の
千葉南税務署 清宮審理担当上席調査官

第1・第2支部連合同員交流会
劇団四季「アラジン」
ミュージカル鑑賞と
東証Arrows見学

◎ 参加者 32名

去る10月18日、第1・第2支部連合（千葉地区）では会員相互の親睦と法人会活動のPRを兼ね、劇団四季「アラジン」ミュージカル鑑賞を主とした交流会研修旅行を開催しました。東証Arrowsでは経済や証券取引の仕組みを勉強し、その後劇団四季ミュージカル「アラジン」を鑑賞しました。日頃交流できない会員同士が交流会を通して交流することができ、参加者一同大変有意義な1日となりました。



東証Arrowsにて記念撮影



劇団四季劇場にて記念撮影

第4支部連合同員交流会

劇団四季「キャッツ」ミュージカル鑑賞と
東京都水の科学館見学

◎ 参加者 32名

去る10月24日、第4支部連合（五井地区）では会員相互の親睦と法人会活動のPRを兼ね、劇団四季「キャッツ」ミュージカル鑑賞を主とした研修旅行を開催しました。当日は水と水道への興味を深める体感型ミュージアム「東京都水の科学館」見学と劇団四季ミュージカル「キャッツ」鑑賞の豪華2本立ての企画により日頃交流できない会員同士が交流することができ、参加者一同大変有意義な1日となりました。



東京都水の科学館にて記念撮影

第3支部連合同員交流会
調布航空宇宙センター・
サントリー武蔵野ブルワリー見学・
深大寺参拝

◎ 参加者 18名

去る10月16日、第3支部連合では会員相互の親睦と法人会活動のPRを兼ね、調布航空宇宙センター見学と深大寺参拝を主とした研修旅行を開催しました。調布航空宇宙センターでは、社会のニーズに対応した航空技術や宇宙開発を発展させるための先行的な研究開発について担当職員より説明を聞くことができ大変有意義な交流会となりました。又次に訪れた深大寺では武蔵野の風情を色濃く残す古刹を参拝し、門前で深大寺そばを堪能。その後、サントリー武蔵野ブルワリーで出来たてビールを堪能し参加者一同大変有意義な1日となりました。



調布航空宇宙センターにて記念撮影



深大寺にて記念撮影

第5支部連合同員交流会

秩父神社・三峯神社参拝

◎ 参加者 15名

去る9月5日、第5支部連合（姉崎地区）では会員相互の親睦と法人会PRを兼ね、秩父夜祭で知られる秩父神社と関東のパワースポット・商売繁盛で有名な三峯神社参拝を主とした交流会を開催しました。



秩父神社にて記念撮影



三峯神社にて記念撮影



会社訪問

おそうじの三つ星

〈屋号〉トリスター

〒290-0056 市原市五井2504-2-206

おそうじの三つ星は一般家庭の換気扇や水周りのクリーニングやエアコンクリーニングを中心に法人様向け、オフィスのクリーニングや業務用エアコンクリーニングなど専門技術を持ったお掃除キャストが伺います。

～ おそうじの三つ星の由来について ～

自らを磨き輝かせ

おそうじを通してお客様の空間を輝かせる

そして

お客様に笑顔の星が輝く

この理念をもとに私たちは業界のパイオニアになるよう技術はもちろんのことマナーや身だしなみ一人ひとりが、作業員としてではなく、プロのお掃除キャストとしてお客様のもとへご訪問いたします。



ねい まさつぐ
代表 根井 将丞

〈取次店〉

〒265-0065 千葉市若葉区佐和町202-1

TEL 0120-01-1184

〈実績企業様〉

- 株式会社七夢様 ○水野運輸株式会社様
- 岡誠商事株式会社様 ○株式会社幸心様
- 有限会社カーリフォームハヤシ様
- 株式会社松樹工業様
- 有限会社山倉自動車整備工場様



◎千葉南法人会会員企業〈お客様の声〉株式会社 幸心様

丁寧な仕事に、スタッフのみみなさんが楽しそうに仕事をされる姿が印象的です。事務所の床ワックスや業務用エアコンのクリーニングなど定期的にお問い合わせをしています。

<https://www.mitsuboshi.me/>



気になる場所、スッキリ！気持ちいい！

エアコン・トイレ・バスなど
水回りからお部屋全体まで
お得な料金で全対応！

ハウスクリーニングは、おそうじの三つ星へ！

〈お掃除ギフトチケット販売中〉

- ◎15,000円 レンジフードチケット (17,172円相当)
- ◎18,000円 浴室チケット (21,384円相当)
- ◎60,000円 水周りセットチケット (77,760円相当)

【水周りセット】浴室、洗面所、トイレ、キッチン、レンジフード
※その他、エアコン、浴室換気扇などのクーポンもあります。

〈お得なギフトチケットも販売〉お年玉プレゼント用
/おそうじのプレゼント用/ギフトチケット絶賛発売中

お申し込み、お問い合わせはお気軽に！

☎0120-01-1184

おいしいお米としてコシヒカリが有名ですが、それを上回る味のお米が次々に登場しています。

この千葉県でも、おいしいお米を作る農家が増えていきます。その、ニューフェイスが「にこまる」です。

1996年に九州沖縄で交配・育成され、西日本各地の産地品種銘柄として生産が行われていますが、温暖化で千葉県内でも栽培が始まっています。このお米は、コシヒカリ系の父母を持つ

美味しいお米で、「きぬむすめ」を母に、稲が倒れにくく味の良い「北陸174号」を父として掛けあわせたサラブレッドです。「にこまる」という名前は、「ニコツとする美味しさ」と「まるまるとした粒の張りが良いお米」という意味から。

さて、お米には食味ランキングというのがあります。お米のamiロースという成分、たんぱく質、水分などの数値を検査。そして食味



試験などを行い、香り、外見、味、粘り、硬さ、総合評価でお米のランク付けを行います。

劣っている「B」、やや劣っている「B」、普通のお米「A」、良好なお米「A」、そして特に良好なもの「特A」で評価をします！

「にこまる」はお米の食味ランキングにおいて5年連続して最高ランク「特A」の評価を受けたお米です。炊きあがりはおふくらんで、ひと粒ひと粒が揃っており、色白で美しいです。食感には粘りがあり、モチモチして甘さもある美味しいお米です。

「にへじのこしひかり」で

有名な御宿町の農業生産法人スズヤスさんのお米は今や、県内各所のスーパーなどに並ぶようになり、昨年からこの「にこまる」の栽培にも挑戦しています。



暮れになるとスズヤスさんの特別栽培米のお餅も登場します。冷凍保存できるので、我が家では大量に購入しています。最高のお米を味わえるチャンスです。お見逃しなく。

【農業生産法人スズヤス】
TEL 0470(68)7231

事業鑑定士

天満由美子の健康運

(平成31年1月~3月)

「一度休んで作戦を練り直すと妙案も」

♈ おひつじ座 (3/21~4/20)

柔軟性をポイントに身体のチェックをしてみましょう。身体は常に柔らかくを心掛けてみると代謝がよくなり、緊張もほぐれていきます。

♉ おうし座 (4/21~5/21)

普段からの関係性があなたを救ってくれることがあるかも。棚ボタ、というよりは心掛けが報われたと思って受け取ってよいですよ。

♊ ふたご座 (5/22~6/21)

無理をしてなんとかなる時期と、後々まで影響してしまう時期があります。自分で判断できなくなってきたら、相談することも必要です。

♋ かに座 (6/22~7/23)

後でやろう、と置いてきたことを進めて行きましょう。重要なのは無理せずコツコツやること。不思議とストレスが解消されて行くでしょう。

♌ しし座 (7/24~8/23)

ここで無理をしてしまうと、長続きしないようです。少しずつでも続く方法を考え、結果は長い目でみることを心掛けるとよいでしょう。

♍ おとめ座 (8/24~9/23)

具体的な数字を決めて下さい。お酒は何本だけ、とかウォーキングを何分絶対やる、など。感覚でなく数字で目標をたてることが重要です。

♎ てんびん座 (9/24~10/23)

散歩やジョギングなど、いつものコースにプラス数分だけ寄り道を追加してみましょう。運動効果に加えて頭のスッキリ感が増すでしょう。

♏ さそり座 (10/24~11/22)

ストレッチと軽いエクササイズがおすすめ。始める前に身体を温めておくのがポイントです。暑くないからと言って水分補給を忘れずに。

♐ いて座 (11/23~12/22)

新しいスポーツなどに挑戦したくなりますが、怪我には要注意。さらに、無理な目標を掲げての、自分を追い込むような運動は不正解です。

♑ やぎ座 (12/23~1/20)

今まで小休止していたことが再び動き出しそうです。良いことも悪いこともなので、小さな傷、頭痛、肌荒れなど進行しないように注意。

♒ みずがめ座 (1/21~2/19)

シャンプーやクリームなどを変えてみて。感覚がアップしているので効果の違いを実感したり、そうでもない結論づけたりできそうです。

♓ うお座 (2/20~3/20)

急なトラブルに遭っても慌てない選択をすればおおむね大丈夫です。逆に急かす人などに注意。色々な検討をしてから結論を出しましょう。

1月

■ 決算期別法人説明会

日時：平成31年1月9日(火) 午後2時～午後4時

会場：サンプラザ市原

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 新設法人説明会

日時：平成31年1月17日(水) 午後1時30分～午後4時

会場：宮崎公民館

内容：会社の誕生と税金について

講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

3月

■ 新設法人説明会

日時：平成31年3月6日(火) 午後1時30分～午後4時

会場：宮崎公民館

内容：会社の誕生と税金について

講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

■ 決算期別法人説明会

日時：平成31年3月12日(火) 午後2時～午後4時30分

会場：五井グランドホテル

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉県税務署 法人課税第一部門審理担当官他、
千葉県税理士会 千葉南支部税理士

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。
～よろしく願い致します～

(有)悠興業 市原市五井中央西1-21-19 岡田ビル202 TEL 0436-26-5808 【足場工事：五中第1支部】

(株)勝広 市原市八幡1047-1-208 TEL 090-3240-6092 【不動産管理：八幡支部】

(株)旭日 千葉市中央区塩田町605-2 TEL 043-306-3177 【建設業：生浜支部】

(有)シティホーム 市原市五井中央東2-29-2 TEL 0436-22-3535 【不動産業：五中第2支部】

(有)鎗建興業 千葉市緑区平山町1915-22 TEL 043-268-4711 【建設業：養田支部】

ブラッシュアップ合同会社 市原市栢橋215-155 TEL 0436-55-7250 【中古車販売：南総支部】

(株)朋明 千葉市中央区生実町1308 TEL 043-263-6711 【人材派遣業・食料品製造業：生実支部】

大栄技工(株) 市原市八幡328-2 TEL 0436-67-1234 【建設業：八幡支部】

(株)南武建設 市原市五所107 TEL 0436-41-3732 【建設業：八幡西支部】

田中 繁信 千葉市緑区おゆみ野6-30-12 TEL 043-291-2342 【保険販売業：生実支部】

石川 雄市 千葉市中央区鶴の森町7-8 TEL 090-3207-7649 【保険業：白旗支部】

1
月

- 9日(火) 決算期別法人説明会
市原商工会議所新春賀詞交歓会
- 10日(水) 女性部会正副部会長税務署表敬訪問
第3回女性部会正副部会長会議
- 11日(金)~12日(土)
広報委員会交流会
- 16日(火) 正副部会長税務署表敬訪問
第2回正副部会長会
- 17日(水) 第2回生活習慣病健診
新設法人説明会
- 18日(金) 第3回女性部会定例役員会
- 22日(火) 全法連賀詞交歓会
浅井税理士表敬訪問
- 23日(水) 新春記念講演会
新春賀詞交歓会
- 24日(木) 源泉部会定例研修会
第3回青年部会定例役員会
- 29日(火) 県法連新年賀詞交歓会
- 31日(木) 第3回全法連厚生委員会

2
月

- 5日(火) 第3回常任理事会
- 5日(火)~6日(水)
青年部会確定申告PR活動
- 13日(水) 全法連税制セミナー
源泉部会定例研修会

- 15日(金) 県法連税に関する絵はがきコンクール審査会
- 19日(火) 第5支部連合姉崎神社正式参拝
第1回第5支部連合役員会
- 20日(水) 第1回第6支部連合役員会
- 21日(木) 第3回千葉南優申会世話人会
千葉南優申会研修会
- 22日(金) 第1回第1・第2支部連合同役員会
- 26日(火) 第1回第4支部連合役員会
第3回研修委員会
- 27日(水) 第1回第3支部連合役員会
第2回組織委員会

3
月

- 5日(火) 第4回厚生委員会
- 6日(水) 新設法人説明会
第3回税制委員会
- 7日(木) 第5回広報委員会
- 8日(金) 第5回県法連事務局長会議
- 12日(火) 決算期別法人説明会
- 13日(水) 第3回総務委員会
- 19日(火) 第4回常任理事会
- 26日(火) 第4回理事会



外構工事は当社にお気軽にご相談下さい

建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン

有限会社 久野屋本店

本店 千葉市緑区誉田町1-789

TEL (043) 291-0167(代)

FAX (043) 291-7764

新春記念講演会・新春賀詞交歓会のご案内

講師

東京大学薬学部教授

いけがや ゆうじ
池谷裕二氏



日時 平成31年1月23日(水) 午後3時30分～

第1部 新春記念講演会

演題『脳とAIの未来』

第2部 新春賀詞交歓会

会場 ホテルポートプラザちば (JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」下車2分)

定員 第1部 新春記念講演会 定員 200名 参加費 会員・非会員 無料

第2部 新春賀詞交歓会 定員 150名 参加費 会員 6,000円 非会員 8,000円

締め切り 平成31年1月11日(金)

問い合わせ 一般社団法人 千葉南法人会 〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

TEL 043-264-4080

法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、平成30年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

編集後記

広報委員会企画である「署長インタビュー」。5～6名の広報委員で税務署に訪問し、千葉南税務署定期異動により、署長として着任した方に、直接いろいろと質問しお答えいただく形式で1時間程度のインタビューをおこなうものです。

本紙には、基本的質問のみ記載されておりますが、雑談の中でのいろいろと署長のお話を聞くことができ、楽しく勉強にもなります。今期、着任されました鈴木署長ですが、生まれも育ちも千葉県木更津ということで、とても親近感が持てました。今後のご活躍を期待しております。この時期、各支部連合による会員交流会が行われ、本紙にも交流会の報告記事が掲載されています。楽しみにされている方も多いこの交流会。毎年、企画に悩まされているのが実状です。基本は、社会見学、芸術鑑賞ですが、なかなか予約を取ることが出来ません。私のいる第4支部連合は今年「劇団四季「キャッツ」」を観ることが出来ました。会員の皆様の「こんな企画がありますよ」という、ご意見・ご要望がありましたら事務局までご連絡を頂きたいと思っております。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第124号 平成30年12月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会

〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

ケーブルビル201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 高橋紀男

編集 広報委員会

編集責任者 秋庭重樹

印刷・会員 尚丸三印刷所

桃の節句・端午の節句

守り続けてきた伝統の技に
 こころが惹きつけられる。
 ただ見ているだけでも
 やさしい気持ちになれる。
 そんな人形たちとともに、
 初節句をお祝下さい。

伝統行事を通じて
 家庭に豊かな心を



一般社団法人 日本人形協会加盟店 雛人形専門店



千葉県市原市姉崎1808-3 代表取締役 加藤庄司

☎ 0436-62-4151

こいとく

検索

Facebook

Twitter

お歳暮・お年賀商品は
 専門店 マルハチで



マルハチ

千葉市緑区誉田町2-11
 TEL 0120-12-0808
 FAX 0120-54-0808

http://www.08-08.co.jp

本社直売店・誉田駅前直売店・土気あすみが丘直売店

送ります。

全国どこでも **スピード配送!!**

ご購入品等のカタログ送ります。お問い合わせ下さい。

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中
無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

千葉支店/
千葉県千葉市中央区新宿2-5-3(千葉大同生命ビル7F)
TEL 043-247-8861

AIG AIG損害保険株式会社

千葉支店/
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(WBGマリブイースト20F)
TEL 043-350-3170

- ◎この資料は平成30年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。